平成２６年（フ）第７９号
栃木県鹿沼市幸町２丁目６番９号　黒田アパート８
債務者　佐藤紀美代（旧姓荒井）
1　決定年月日時　平成26年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第９５号
栃木県真岡市高勢町３丁目123番地12
債務者　渡邉　弘美
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第９６号
栃木県宇都宮市陽東３―10―25　コーポブリッジ102号室、住民票上の住所栃木県宇都宮市板戸町909番地
債務者　齋藤小百合
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第７５号
静岡市葵区古庄３丁目19番22―105号、旧住所静岡市葵区鷹匠２丁目４番40号　サンサウス静岡602号
債務者　穴澤　正喜
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月26日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４６号
静岡県袋井市泉町１丁目４番地の３
債務者　黒田　豊明
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第７８号
静岡県浜松市南区渡瀬町854番地の１　コート・ラ・セーヌ207
債務者　田島　洋子
1　決定年月日時　平成26年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３７号
岡山市北区大安寺南町２丁目12番19号
債務者　藤原　一穂
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２３９５号
東京都日野市日野本町２丁目17―８―202
債務者　浅井　俊夫
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４０３号
東京都江東区東陽１丁目38―10　芝崎方
債務者　高瀬眞智子
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４４１号
東京都渋谷区本町５丁目27―16―506
債務者　鈴木　清子
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４４３号
東京都葛飾区柴又１丁目44―４
債務者　齋藤　純子
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４４７号
東京都杉並区高円寺南５丁目23―25　サットンプレイス東高円寺Ａ―102
債務者　小林亜貴子
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４４８号
東京都北区浮間２丁目24―12
債務者　長谷川雪枝
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４５５号
東京都港区麻布十番１丁目５―12―502
債務者　饗場まさ子
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４５８号
東京都板橋区高島平２丁目33―７―1030
債務者　川村　正一
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部